

議案第118号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月7日提出

甲府市長 樋口雄一

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「同年10月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい社会状況等に鑑み、特別職の職員で常勤のものとの給料を引き続き減額して支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。